

最近の判例から (11)

ごみ集積場に近接するアパートの所有者がその移設に反対する住民のごみ排出差止めを求めた請求が棄却された事例

(大分地判 平20・12・12 判タ1300—199) 町田 務

アパートの建築主が隣接する道路上にごみ集積場所が設置され、大量のごみによる不潔な景観や悪臭等にアパート住民や原告が悩まされているとして、ごみ集積場所にごみを排出している被告らに対し、土地建物の所有権に基づき、一般廃棄物の排出差止めを請求した事案において、請求が棄却された事例（大分地裁 平成20年12月12日判決 請求棄却・確定 判例タイムズ1300号199頁）

1 事案の概要

原告Xは、平成17年10月、住宅地域内の土地建物を購入し、建物を取壊して、平成18年2月、本件アパートを建設した。

本件アパートの敷地に隣接する公道上には、周辺住民が利用する一般廃棄物の集積場が昭和46年から存在し、被告Yらを含む約40世帯の住民がこれを利用している。

Xは、土地建物購入時から集積場の存在を知っていたが、アパートの建築プランとの関係や、臭い及び景観の観点から、集積場の移設を求めることとし、平成18年1月ころからアパートの建築工事業者を通じて周辺住民に移設の申入れを行った。しかし、Yらを含む周辺住民は、集積場を長年使用していること、道路通行上現在位置が最も支障がないことなどを理由にこれを拒絶した。そこでXは、集積場に集まる大量のごみによる不潔な景観や悪臭等にアパート住民や所有者であるXが悩まされているとして、Yらに対し、アパート

の所有権に基づき、アパート敷地に隣接する集積場への廃棄物の排出差止めを求めた。

2 判決の要旨

裁判所は、大要以下のとおり説示して、Xの請求を棄却した。

(1) 本件土地及び集積場所は、A市内の住宅地に位置している。本件土地の南側道路は幅員約7メートル、西側道路は幅員約5メートルであり、両道路の交差点の本件土地側角に角切りがされており、そこが本件集積場所となっている。本件集積場所と、本件建物のうちもっとも集積場所に近い部分との距離は約6メートル、また、本件集積場所と、周辺民家敷地との間の距離は、おおむね7メートル以上ある。

Yらは、本件土地周辺の地域住民からなるB町内会の会員であり、同町内会が設けた本件集積場所にごみ出ししている。なお、A市では、1か所のごみ集積場所にごみを出す世帯数として25世帯を基準としている。

(2) 本件集積場所に隣接する本件建物を所有しているXは、ごみ集積場所が存在することで被害を被り、その所有権の十全な行使が妨げられることがありうるといえるから、受忍限度を超える被害を受けている場合には、所有権に基づき、一般廃棄物の排出差止めを求めることもできるものと解される。そして、被害が受忍限度を超えるかどうかの判断にあたっては、単に被害の程度、内容のみにとどま

らず、被害回避のための代替措置の有無、その難易等の観点の他、さらには関係者間の公平その他諸般の見地を総合した上でされるべきものであると解される。

(3) 本件における前記事情を検討するに、本件集積場所と本件土地及び建物の位置関係からすれば、本件土地の有効活用に障害があること及び一定程度の悪臭や不快な景観が存在することは明らかであり、本件集積場所の利用者が、A市の基準である25世帯を超えており、通常想定されるよりも多くのごみが排出されているものと推測できることからすれば、悪臭等の程度も決して少ないものでないといえる。

一方で、本件土地にある駐車場は、出入庫しにくい場所もあるものの、駐車場としての利用ができないわけではなく、その障害は決定的なものではない、また悪臭も、客観的なデータはなく、ごみ集積場所が存在することは現在の社会生活上やむを得ないものであって、その周辺では一定程度の悪臭等の被害はあるものである。本件建物南側の道路沿いにごみ集積場所を設けることには、一定の合理性があり、中でも角切りがされていることから本件集積場所が利用されることには合理性があるといえるし、本件集積場所に代わのごみ集積場所を見出すのは必ずしも容易ではなく、少なくとも、本件口頭弁論終了時点において、X側から関係者の同意が得られる移転場所は示されていない。

(4) 前記の事情を総合考慮すると、本件集積場所の設置による原告の被害は、差止請求との関係では、受忍限度を超えているとはいえない。

ただし、本件集積場所の利用者は基準を大幅に超えており、これがXに与える被害を大きくしているのは明らかであるから、同利用者の一部を他の既存ないし新設の集積場所に

移す必要があり、ただちに利用者らにおいて対応すべきである。さらに、Xは、引き続き本件集積場所の移設について行動しているところであり、これらに対し、Yらがその具体的な適否について検討しないまま、否定的な対応に終始するようであれば、受忍限度を超えることも十分ありうる。ごみ集積場所の設置は一般廃棄物処理に必要なことであり、ごみを排出する利用者全員が適切な処理がされるよう協力すべきなのであって、本件集積場所の利用者は、その利用につき、原告に一定の負担をかけていることを十分に理解し、移設の申入れに真摯に対応すべきである。

3 まとめ

一般廃棄物の排出差止に関する先行判例として、人格権（生活権の侵害）に基づいて差止を求めた東京高判平成8年2月28日、判時1575号54頁（受忍限度を超えるとの判断のもとに差止を認容）があるが、本件原告は居住者ではないので、所有権（財産権の侵害）に基づき差止を求めたものである。

本件裁判所は、他の判例と同様、受忍限度論に基づき具体的事情を総合考慮して、受忍限度を超えていないと判断した。

なお、裁判所はXの請求を棄却したが、Yに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条の3（国民の責務）「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」を引用して前記(4)の内容を説諭した点が特徴的である。